

令和6年4月農業委員会  
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和6年4月19日(金)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時37分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

11番 松雪 昭俊 委員      1番 天本 純子 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

### 第3 付議案件

議案第1号	人事異動について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（県知事許可分）	1件
議案第4号	農地転用事業計画変更申請について（県知事許可分）	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第6号	農地の競売に対する買受適格証明願承認について	2件
議案第7号	農用地利用集積計画について	49件
議案第8号	農地移動適正化あっせん事業について	4件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	7件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	6件

### 5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一      武田 隆洋      王丸 貴将

### 6. その他出席

江田 征樹

傍聴者      1名

## 議長

それでは、ただいまより令和6年4月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はありません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号11番、〇〇〇〇委員と議席番号1番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、人事異動の発令についてでございます。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

議案第1号、人事異動の発令について、4月1日付で市長部局の異動に伴い、農業委員会事務局の職員につきまして異動の発令をいたしましたので、承認を求めます。

1ページをお願いいたします。

〇〇〇〇主事が市長部局へ異動され、後任として新規採用の〇〇〇〇主事が任じられています。

以上、説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(発言する者なし)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件については原案どおり承認することに決定いたしました。

異動された方から挨拶をお願いします。

(前任・新任者からの挨拶)

ただいま異動された方から御挨拶がありましたが、前任の方におかれましては大変御苦労様でした。

また、後任の方につきましては、これからどうぞよろしく願いいたします。

前任者は公務のため退席いたします。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について1件、1筆の申請がございました。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、営農計画書も添付されていることから、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号及び議案第4号の案件につきましては、関連しますことから一括して審

議をいたします。

議案第3号及び議案第4号の案件につきましては、農地法により当該申請書に意見を付して、県知事に送付しなければならない案件であり、これらの申請の許可権者は佐賀県となります。

それでは、議案第3号及び議案第4号の案件について、事務局の説明を求めます。

## 事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第3号についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書を御参照願います。

別冊資料1の1ページをお願いいたします。

鳥栖市では、企業の立地ニーズに対応するため、佐賀県と鳥栖市の共同事業である新産業集積エリア事業を進めております。

今回の申請地につきましては、令和4年4月に佐賀県知事より当該事業用地が農地転用の許可を受けた際、農地法第3条の賃借権が設定されていたため農転申請から除かれていた部分になります。その後、令和5年2月に農地法第18条の許可を受け賃借権が解約されたことから、今回の申請に至ったものでございます。

土地の利用、施設の概要及び資金計画は記載のとおりとなっております。また、資金計画につきましては、議決証明の写しが添付をされております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を載せておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので、1種農地と判断をしております。

許可基準につきましては、地域整備法に該当するもの、その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合に該当するものと考えております。

次に、先ほどの新産業集積エリア事業用地について、農地転用申請箇所を追加したことにより、別途、担当部署へ事業開発行為の変更申請が提出されており、これと合わせまして農地転用につきましても事業計画の変更申請が提出をされております。

それでは、4ページから30ページをお願いいたします。

議案第4号についての申請の詳細につきましては、別冊資料2の農地転用事業計画変更申請審査調書を御参照願います。

別冊資料2の1ページをお願いいたします。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりとなっております。また、資金計画

につきましては、議決証明の写しが添付をされております。

2 ページに位置図、3 ページに土地利用計画図を載せておりますので、御参照願います。

農地区分につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地及び鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね500メートル以内に該当しますので、1 種農地及び2 種農地と判断をしております。

許可基準につきましては、地域整備法に該当するもの、その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合及び周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当するものと考えております。

以上、議案第3号及び議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

## 7 番委員

7 番の〇〇です。この土地、私返さないとか返すとか言ったことはありませんし、県知事命令で強制的に取上げられた形になっております。

そこで、私から意見書をここの農業委員会に提出しましたが、局長っちゅうか議会としては配れないと言われたので、ここでちょっと読み上げさせていただきます。

〇〇町〇〇〇576の農地について一言、申し上げます。平成28年、弁護士さんより全て私を通すように言われ、〇〇さんと話をしていません。そこで、商工振興課が中に入り、平成30年10月、書類を作り、判を押すまでとなっていました。農地法違反が表面化し動けなくなり、ほったらかされた土地です。

令和3年10月に18条が不許可になりました、この農業委員会です。その時もうその調書だし、そのあとは、私は知らない、知られないように、県へ任せて強制的に農地を取上げました。私は返さないと言ったことはありませんし、鳥栖市議会、県農業会議所、鳥栖農業委員会でも当事者で話し合っていると言っていますが、私は平成30年より何も話し合っていない。

賃借人の経営や生計状況に与える影響は少ない。いや、賃借人が農地を適正かつ効率的に利用していないは大きなうそであり、商工振興課は離作料及び作付補償を提示したままです。私はそれを待ったままです。

県農業会議所で、局長は離作料の額については個人の関係ですので、当事者同士で判断していただくことかと考えております。〇〇市、これは鳥栖市ですね。鳥栖市の農業委員さんたちが定例会の中で、離作料を払うべきだという判断をされれば、許可の条件としてつける

ことは可能だと判断しておりますと言っております。委員の皆さんどうぞよろしくお願いたします。

#### 議長

すいません〇〇委員、今回5条申請と変更申請、これに関する内容で発言のほうはお願いしたいと思います。

〇〇委員どうぞ。

#### 7番委員

すいません。議長は、すぐそげん言うて関係ないと言いますが、この土地のことでありますし、この土地は貸してくれと言った土地ではありません。戦後の農地改革で、国に取り上げるので作ってくれ、結局頼まれて耕作して、長年守ってきた土地なんです。

この土地は強制的に取上げられたけど、その離作というものを守ってくれるのが農業委員会だと思います。以前、この小作権の問題で解約するときは、農業委員会からこの条件でいいですかと言って、借地人っちゅうか小作者に問合せがあった。なぜかという、土地持ちの人が申請するんですよ。それで、私たちのところは4分6分とか、そういう話があるので、それで今の状況でいいですかというのを農業委員会がちゃんとしていたんですよ。これは、農業委員会の仕事、農地法の中にもあるし、農業委員会は関係ないじゃないと思います。

そして、私たちの地元では、小作だけやなしで利用権設定の離作料まであつてる。それは農業委員会、JAも大体把握しているんですよ。

だけん、関係ないじゃないですよ。そして、局長が県の農業委員会で質問されたときにこういう答えをしているので、この許可とかするときはこんな条件をちゃんと農業委員会はつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 議長

〇〇委員、先ほどの〇〇委員の発言は、現在審議している案件の議事参与の制限に接触するとも取れますので、発言には十分注意をお願いいたします。

〇〇委員どうぞ。

#### 7番委員

どういうことですか、今のことは。

#### 議長

どういう立場で発言をされてますか。

#### 7番委員

私、農業委員でもあるし、この土地の耕作者でもあるしですね。

#### 議長

耕作者であるならば議事参与の制限に接触しますので。

**7 番委員**

この土地は取り上げられたけんが、私はこの土地に関係ないけん発言されるやろうし、あそこも行きましたよね、現地。

**議長**

耕作者ではないということですよ、だから。

**7 番委員**

だから言っているでしょう、農業委員さんたちがこういうことをお願いしますっちゅうて、お願いしているんですよ。

**議長**

すいません、今言われている内容は、今回の5条申請と変更申請について、全然別の話だと思いますので、ここで発言されるのはどうかと思います。(発言する者あり)

はい、ほかにございせんか。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

なお、本件は、農地法により当該申請書に意見を付して県知事に送付しなければならない案件となっております。

議案第3号及び議案第4号の案件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は承認することに決定いたしました。

それでは、県知事への意見につきましては、会長に一任いただいでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

〇〇委員どうぞ。

**7 番委員**

以前は、大差で不許可になった事案でも、県に行ったら意見書も何にもならん。反対で行っても何にもならない結果が出ておりますが、それはどう思います。

鳥栖農業委員会の意見、何もなっていないですね。

**議長**

それは一応、手続法にのっとってのことだと思います。

〇〇委員、どうぞ。

## 7番委員

そんなに鳥栖市農業委員を無視した結果が出たりなんたりするのにですよ、な一んも異論をしていない。

ただ、向こうの流れを待っとくだけ。もっとしっかりした農業委員になったらどうでしょうか。

## 議長

今、手続上そのとおりに進めているので、それをしっかりしたとか、そういった内容の話っていうのはまた別の話だと思いますんで（発言する者あり）

すいません、もう、あんまり関係ない話をされても困ります。（発言する者あり）

農業委員会としては、しっかりした手続で進めていっておりますので、そのようにお願いします。

それでは次に、議案第5号を議題といたします。

議案第5号、農地法第5条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

議案第5号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものについて1件、1筆の申請がございました。

それでは、31ページをお願いいたします。

議案第5号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料3の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料3の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、通路として利用していた申請地が、隣地の農地にはみ出していたことが分かったため転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、西側側溝へ放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第5号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員、どうぞ。

#### 9番委員

9番〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

4月の17日に会長と私と〇〇委員、それから地元の〇〇推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。今回の申請地は〇〇町にある農地でございます。

申請者は道路として利用していた土地が、隣の農地にはみ出していたことが分かったため、転用を申請されたものでございます。

現地確認の際には排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について現地を見た限りでは何も問題はないと思われまます。

以上で、地元の担当委員としての説明を終わります。

#### 議長

ただいま〇〇委員から御意見をいただきましたが、ほかにございませんか。

はい、〇〇委員、お願いします。

#### 6番委員

6番〇〇です。

確認をさせていただきたいんですけども、これは現況が、2386番2は通路になっていて通路として利用されているけど、地目は畑のままであったということなんでしょうか。

それと別冊資料3の3ページを見ると、2345番というところと、形状的には一体となって通路のような形になってますけれども、この2345番も通路になっているのでしょうか。ということをお教えください。

#### 議長

事務局お願いします。

#### 事務局

はい、2345番は通路となっております。こちらの通路を舗装する際に、2386番2のところにはみ出してしまうというようなところが実情でございます。

ですので今回、2386番1からこちらの2386番2を分筆いたしまして、もう既になっている通路について、転用申請を始末書をつけて出しているというふうな経過になってお

ります。

以上になります。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

#### 議長

ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、許可することに決定いたしました。

それでは、議案第6号を議題といたします。

議案第6号、農地の競売に対する買受適格証明願承認について2件、5筆でございます。

議案第6号の案件について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、32ページをお願いいたします。

議案第6号、農地の競売に対する買受適格証明願承認につきまして2件、5筆の申し出がございましたので、承認を求めます。

当該地は競売物件のため、買い受け希望者が、農業者として農地を取得する資格があることを証明するものでございます。買受適格証明書の交付については、農地法の許可の手続きに準じて行うこととなっているため、今回の件につきまして農地法第3条許可相当であるか否かを判断していただくこととなります。

議案第6号、番号1の申請人につきましては、現在、今回申請の農地を借り受けて耕作をされており、農地取得後も全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等から見ても問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可の要件には該当しないと考えられますので、買受適格証明の交付はできるものと判断をいたしております。

以上、議案第6号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員、どうぞ。

#### 7番委員

7 番〇〇です。

よく分からないのでちょっとお尋ねしますが、申請人のこの 3 人の方が、競売に参加できるってということですね。

**議長**

はい、事務局お願いします。

**事務局**

すいません、申請人は番号 1 番と 2 番なのでお二人ということで、お答えしてよろしいでしょうか。（「はい？」と呼ぶ者あり）

申請人につきましては、番号 1 と 2 の申請人の方になりますので（発言する者あり）

ちょっと 3 人と言われたので一応確認で、お二人ということで、お話としては。

こちらにつきましては、裁判所のほうで競売のほうが出ておりますので、そちらに対して競売の申請をするに当たって、適格証明書が添付書類として必要になりますので、そちらの添付書類の申請のために、今回承認を求める申請をされているところでございます。

以上です。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

**議長**

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 6 号、番号 1 の案件について、承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、承認することに決定いたしました。

次に、議案第 6 号、番号 2 の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局**

議案第 6 号、番号 2 の申請人につきましては、今回申請の農地の周辺において、稲作を中心に営農されており、農地取得後も全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域

との関係等から見ても問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可の要件には該当しないものと考えられておりますので、買受適格証明の交付はできるものと判断をいたしております。

以上、議案第6号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(発言する者なし)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第6号、番号2の案件について、承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号を議題といたします。

農用地利用集積計画について49件、116筆でございます。

議案第7号、番号1から番号49につきましては、一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、33ページから49ページをお願いいたします。

議案第7号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により49件、116筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づきまして、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、43ページ、48ページ及び49ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

43ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が13万8,935平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございます、合計で賃借権が84件、11万998平方メートル、使用貸借権が13件、2万7,937平方メートル、総合計97件、13万8,935平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人41名、借人17名、申請枚数は44枚となっております。

続きまして48ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借でございます。1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございます、合計が2万6,980平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積につきまして、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございます、合計で賃借権が19件、2万6,980平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人4名、借人3名となっております。申請枚数は5枚となっております。

49ページを御覧ください。

このページは、先ほどの43ページと48ページの合計の集計表となっております。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございます、合計が16万5,915平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積につきましては、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございます、合計で、賃借権が103件、13万7,978平方メートル、使用貸借権が13件、2万7,937平方メートルとなっており、総合計が116件、16万5,915平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人45名、借人20名、申請枚数は49枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第7号の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第7号、番号25及び番号26の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、順次委員の退席を求めます。

最初に、番号25の案件について審議いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(2番委員退室)

議案第7号、番号25の案件について、質疑を求めます。

はい、〇〇委員、どうぞ。

**7番委員**

私がちよっと忘れとるので、お尋ねしますが、農地中間管理機構ですかね、個人の契約じゃなくても通すようになるのはいつからやったですかね。

**議長**

もう一度お願いします。

**7番委員**

個人同士の契約じゃなくて全部中間管理機構ですかね、農地バンクちゅうか、通すようになるのはいつでしたか。

**議長**

はい、事務局お願いします。

**事務局**

中間管理機構を通しての利用権設定になりますのは、令和7年の4月1日以降になっております。

以上になります。(「はい、分かりました」と呼ぶ者あり)

**議長**

ほかにございませつか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第7号、番号25の案件について、承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(2番委員入室)

次に、番号26の案件について審議いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1番委員退室)

議案第7号、番号26の案件について、質疑を求めます。

ございませんか。

(発言する者なし)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第7号、番号26の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1番委員入室)

次に、番号25及び番号26を除く案件について、質疑を求めます。

ございませんか。

(発言する者なし)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第7号、番号25及び番号26を除く案件について、承認することに賛成の皆さんの、挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号を議題といたします。

議案第8号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について4件、6筆でございます。

議案第8号、番号1から番号4につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局

それでは、50ページをお願いいたします。

議案第8号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定につきまして、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づきまして4件、6筆のあっせん申出がございました。

番号1から番号4まで一括して、御説明をいたします。

別冊資料4の1ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等につきましては、農地移動のあっせん希望一覧の記載のとおりでございます。

農地の位置につきましては、2ページ以降の地図のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

議案第8号、番号1は〇地区の〇〇町の案件でございますので、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員を指定したいと考えております。

番号2及び番号3は〇地区の〇〇町の案件でございますので、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員を指定したいと考えております。

番号4は〇〇地区の〇〇町の案件でございますので、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員を指定したいと考えております。

皆様の承認の後、あっせん委員として活動をしていただくこととなります。

以上、議案第8号、番号1から番号4の案件についての説明とさせていただきます。

### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員、どうぞ。

#### 7番委員

私、なったところは反当百万とかほ場整備したのが八十万とか、聞きよって安かち思いよつたら、これ見たらほ場整備しても六十万とか八十万とか、もうこれが相場になってるんですか、どうでしょうか。

#### 議長

はい、事務局お願いします。

#### 事務局

こちらの金額につきましては相場というか、その時の案件についてのそれぞれの金額だと判断しております。

以上になります。

#### 議長

はい、〇〇委員どうぞ。

#### 7番委員

相場ちゅうとはないとですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

#### 議長

はい、よろしいですか。

ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第8号、番号1から番号4の案件について、承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、51ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、3筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、52ページから53ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして7件、10筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、54ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして6件、17筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡6ヵ月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

## 議長

ただ今、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

次に、その他の事項で、事務局からお願いします。

## 事務局

そうしましたら、一緒にお送りしておりました資料5につきまして御説明を差し上げたいと思いますので、資料の準備をお願いいたします。

それでは、先月の定例会で説明をいたしました令和6年度最適化活動の目標の設定等につきまして、4月1日現在の数値が確定いたしましたので、改めてその項目につきまして御説明をいたします。

1ページを御覧ください。1、農業委員会の状況でございます。

中段の2、農家・農地等の概要ですが、右の表、経営体数の内訳の数字につきましては、農林課への調査により記載をしております。

2ページを御覧ください。2、最適化活動の目標でございます。

1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題でございますけれども、これまでの集積面積は、923ヘクタールとなっており、集積率は74.4%となっております。

これまでの集積面積を修正したことによりまして、今年度末の集積面積を924ヘクタールとし、今年度末の集積率の目標も74.5%に修正をしております。

目標につきましては、県が定めております集積目標に合わせておりまして、令和13年度までに集積率80%を目指すこととしております。

3ページをお願いいたします。

(3)新規参入の促進、①現状及び課題でございますけれども、新規参入者は、ここ数年は0件から1件の間を推移しているところでございます。

②の目標でございますけれども、先月の定例会の後に、県より①の現状及び課題の年度と

この年度を合わせるようにという依頼がありまして、①の令和3年度から令和5年度に合わせることにいたしました。それに伴いまして新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を12.3ヘクタールに修正をしております。

修正した項目は以上となりますがお示しした内容で目標を設定をし、今後事務を進めていきたいと考えております。

以上、令和6年度最適化活動の目標の設定等についての説明とさせていただきます。

以上になります。

#### 議長

はい、この件について御質問があればお願いします。

それでは、皆さん内容を御確認いただきまして、御不明な点等は事務局へお尋ねください。

その他、事務局お願いします。

#### 事務局

そうしましたらすいません。その他ということで、皆様にお知らせでございますが、エコスタイル、いわゆるクールビズの実施についてのお知らせでございます。本市におきましては、ゼロカーボンシティ宣言及びエコオフィスの取組の一環といたしまして、エコスタイル、クールビズを実施いたしております。

実施期間といたしましては、令和6年5月1日から令和6年10月15日まで、内容といたしましては勤務時の服装についてノーネクタイ、ノー上着とすることが許可されることとなっております。

そういうことで市職員として来庁者等に不快感を与えない、身だしなみを心がけることといたしておりますが、何とぞ皆様のご協力のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### 議長

ほかにございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

#### 7番委員

さっきのときじゃダメだったというので、さっきの続きをしたいと思いますけど、私で小作権の話とか小作の話は終わらないと思います。まだ残っている人が、たくさんいらっしゃると思います。

ほ場整備したところはもう土地で分けると、お金で代えるとかしてお話はあるけど、特に〇地区、〇地区はまだほ場整備ができてないところもあるし、まだ残って

いると思います。

それでさっきの話ですけど、局長自体はもうそんなふうで、離作料を払うべきだと皆さんが言えば、条件的につけることができると言ってありますので、ぜひ皆さん、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

**議長**

局長というのは、どなたのことを言われてるんですか。

局長と言われたんですけど、どちらのどなたの局長のことを言われてるんですか。

**7番委員**

今の局長だと思いますよ。局長はいつからかな、これが。

**事務局**

令和3年からおります。

**7番委員**

令和3年9月15日。

**事務局**

でも私はですね、農業会議の会議に出席したことは1度もございません。

**7番委員**

じゃ、この〇〇農業委員会と書いてあるのはどなたですか。

議事録です。

全部これは鳥栖とか誰々委員とか書いてないですね。

**議長**

すいません今、県農業会議の話がされてるんですよ。

**7番委員**

〇〇農業委員会で書いてあるのところがですね、強行的にという言葉が正しいかと分かりませんが、仮に許可という形になれば貸借人の方から、賃貸人へ解約をしますという通知が行って解約する流れとなります。

その前にすいません、よその委員さんがここで議決となったときは強行的に解約という形になるわけですが、法律的にはどうなんですかと言ったら、〇〇農業委員会が強行的にという言葉が正しいか分かりませんが、仮に許可という形になれば、賃貸人の方から貸借人へ解約をしますという通知が行って、解約になる流れとなっております。

これは〇〇農業委員会、多分鳥栖です。

〇〇委員さんが、そうすると相手方の〇〇さんから異議申立てなり農地に対する自作補償を要求された場合はどうなりますか。

〇〇農業委員会、離作料の額については個人の関係ですので、当事者同士で判断していただくことかと考えております。

〇〇市、たぶん鳥栖ですこれ。農業委員さんたちが定例会の中で、自作料を払うべきだと判断をされれば、許可の条件としてつけることは可能だと判断しております。

これが議事録で載っております。

**議長**

じゃ、事務局お願いします。

**事務局**

私が農業会議に出席したことは1度もございませんので、そういった発言をしたことは、ないと断言をさせていただきます。（発言する者あり）

**議長**

〇〇委員、当ててから発言してください。

〇〇委員どうぞ。

**7番委員**

この〇〇農業委員会は会長ですか。

**議長**

はい、事務局お願いします。

**事務局**

すいません、私は出てないので、全くそこについてはお答えすることはできません。

すいません、ちょっと私は分かりません。

**議長**

はい、〇〇委員。

**7番委員**

県の農業会議所で、議題に載ったのをここでまたするっちゅう流れになっとるですよ、あそこで許可をもらいましたとか、言われます。この間の市の開発のときもそうやった。

で、ここの議事録にずっと載っとるし、〇〇委員さんはどこかの会長さんですよ。

農業委員会が仲裁に入れないなら、商工振興課とか誰かが仲裁に入って、〇〇さんと〇〇さんがちゃんとした話合いができて、お互いに納得するようなことをどこかでしていかないと、あとあとまで響くと思います。これで私たちも判断がしようがありません。

結局、こちらに流れるだけしかないですよ。

鳥栖市の議会でも会長とか市の部長が、言いよつとは話合いがあつていますのでそれを待っているように言うけど、全然話合いもあつていないし、そのまま鳥栖市の思ったとおり県

の思ったとおりに強制的になったので、誰が守ってくれるんですか。

全然、農地法にのっとったあれですので、農業委員会が以前も守ってくれたけど今私たちは関係ない。とんでもないことだと私は思いますけど、いかがでしょうか。

**議長**

すいません〇〇委員、もう少し質問の中身をですね、もうちょっと明確にさせていただきませんか。

何を聞かれているのかちょっと分かりにくい。

**7番委員**

この小作権というのは農地法の中でうたってあるし、そういうことに関わってくれるのは、建設課とか農林課じゃなくて農業委員会、農地法を守る、農地、農家を守るために皆さんいらっしゃると思いますので、いかがでしょうか。そのことを言っているんですよ、私たちは知らんちゅうことじゃないでしょう。

**議長**

すいません、〇〇委員、離作料の話をされてるんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

離作料は利用権設定とかされてた後で、農業委員会で離作料の話は出てこないと思うんですけど、そういう中で、利用権設定されたところの話をされてるんですか。

すいませんちょっとよく分からない（発言する者あり）

いや、そこは利用権設定とかされてた農地の話ですよ（発言する者あり）

いや、利用権設定とかされてる農地なんですかそこは（発言する者あり）

いや、利用権は（発言する者あり）

はい、事務局お願いします。

**事務局**

多分、言われている案件につきましては、小作権と言われていることにつきましては、こちらのほうとしては農地法3条での賃借権の設定ということですので、賃借権の設定ということで理解しております。

ですのでそちらにつきましては18条の解約について、県のほうから裁定が出まして、許可相当ということになりました。そちらについて許可が出ておるので、今回その許可が出たことによって5条の申請が出ているということで理解をしておるところでございます。

以上です。

**議長**

〇〇委員どうぞ。

**7番委員**

これ強制的に取り上げる方向に市が持っていつている。〇〇さんがしているんじゃないんで。そして、契約のずーっとすると、もともと戦後の小作で作ってくれと言われて作りよって、結局国がですね、書類がないと駄目だからちゅうことでしているんですよ。

そして途中で、〇〇さんが、土地を登記したいので一応返してくれ。今どうか知らんけど、全部返してもらわんなら登記できんやった。それで返してくれ。

相手が信用できんけん私は嫌だと言っていたら、農業委員会と、JAの農地公社が入ってきて、ちゃんとした契約書を作るので、私たちがちゃんとしまからちゅうて、新しい契約書に変わっただけで、戦後の小作なんですよ。

それを何も、利用権設定みたいに何の権利もないちゅうて終わった、だから開発が進んでいるんですけど。このように書いてあるように、離作てん何てんのことを離作料とか考えてやるのが農業委員会じゃないでしょうか。

そのとき県の農業会議所でも話題になってるように、慣例的にあってるんですよ。それを何もなしで、この農業委員会、農業委員さんたちもそのまま進めんで、今後のこともあるのでちゃんと条件つけるとかしていただけないかと私は言っております。

以上です。

#### 議長

農業委員会で離作料を設定とかすることは無いと思います。（発言する者あり）

指定してからの発言をお願いします。

〇〇委員、どうぞ。

#### 7番委員

設定しろとかなんとかやしにですよ、慣例的にあっているのを農業委員さんたちが知らんふりせんでですよ、これに会議所でも言うとう条件つけてやるとかしたらまた話が進むんですね。

私、長年貸してくれじゃないんですよ、私が小作したのでこの土地が残ってるんですよ、国に取上げられんで。もう少し皆さん理解してほしいと思いますけど。

#### 議長

慣例的につていうのは、地域地域でそういうのはある（発言する者あり）

全部が全部あるというわけではないんで、それを農業委員会がいろいろ指導するという事はないと思います。

ほかにございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

#### 11番委員

11番の〇〇でございますけど、いろんな問題を〇〇さん言われております。

農業委員会は何も聞く耳持たんとじゃなかろうかというような意見で、もう腹立たしいぐらいあります。

この農業委員会っちゅうのは、皆さんのこの委員さんの意見を取りまとめて、許可するかそういう話を、〇〇さんを含めてですよ。皆さん、そういうふうで、賛成とか反対だと。

単なる意見に反対、賛成というような考えは皆さん持ってあられないと思うんです。

それで、多分2016年からこの土地の地権者との契約の売買とか、そういうのが始まるとするのはもう何遍も言いますが、ここに資料もございます。新聞でそういうふうに書いてあります。

今回、今の審議は県に行った分で、農地転用というのはもう〇〇さんが1番知ってあるですね。知っちゃうでしょ、農地転用っちゅう意味自体は分かってあるでしょう。

農地をそういうふうな工業団地とか道路とか、公園とかそういうのに転用する場合、そういうことをやるための手続をしないまんまで、まずそういうふうな転用の許可を受けて、県知事の許可というような形になつてろうと思うんです。

農業委員会で審議して、そして売買がそういうふうな地権者と買うほう、譲るほう、司法書士さんが登記をする、法務局に届け出ると言う筋合いを怠ったためにこういう問題が、大きく報じられておると思うんです。

佐賀新聞、西日本新聞、読売新聞、当時のことから全部持っておりますけど、そういうことで、〇〇さんの小作権の問題、私も詳しくは知らんです。〇〇さんがどなたのを借りて、どういうふうに耕作してあったのか。

これはやっぱ本人の〇〇さんの問題と言うと申し訳ないですけど、そこにもよく理解していただいてせんと。〇〇さんの意見ばかりをこの中で言われよるような感じがしてなんのです。

これはここに書いてあるごと、今日は知事処分ちゅう、こんなに枚数来ております。

読んで来ました。ページも続いてびしゃつとこうどっからどこまでとやっては来ましたが、やっぱ意外にもいっぱいありますけど、ほとんど九十何%が承諾をされたような形になっております。一応ですよ。

この中ではそういうふうになっております。ですから、やっぱそこんにきも御理解していただいてですね。この農業委員さんも地区の代表でこられたり、青年部を代表したり、女性のほうから代表でこられたり、そういう人が集まってこの会議を開いておりますから、そこにもう少しは理解していただかんといかんと思う。

以上でございます。

## 議長

はい、〇〇委員どうぞ。

## 7番委員

今言われてるのは、私は全然発言権がなかったんですよ。勝手にどんどん持ってきて、私には農業経営とか生活に何も関係しないちゅうて、うそばかりしていったら。1番大事なのは、以前の農業委員さんたちは駄目だちゅうことで否決された。18条です、私んですね。

だけど、ああだこうだしてまた県に行ったんですけど、そのときの農業委員さんたちも私たちではちょっと無理だから、商工振興課が入るとなら商工振興課に動いてもらうしかなくちゅうけど、何もしていない。

何もしていないで、私はただ泣き寝入りをするべきですかということですよ。だけん、〇〇さんいろいろ言われるけど、私の意見は全然通とらん。ただ、また私たち、私と〇〇さん相手方じゃなくて、鳥栖市がしているんですよ。

戦後のさっきから言いよるけど、私が我慢すればいいという結論を皆さんが出していると私にとっていくべきでしょうか、皆さんちょっと意見を聞かしてください。

## 議長

すいません、意見を全然言われなかったというのは、農業委員会のやれることの中で、そういう意見を何も言えなかったということですか、それともほかの組織の話のことを今言われてるのでしょうか。

〇〇さん、どうぞ。

## 7番委員

まず農業委員会、私推進委員でしたけど、推進委員は意見も言われないうちゅうて、18条のとき私は傍聴席から言いよったら委員さんたちが発言しろになったので発言されましたけど、そのあとはですね、相手方から申請したりいろいろな報告があっても、私は全然知らんし。1番悪いのは、農業委員会で審議するのに、こういう送ってくるのに、私も推進委員でもらうので、知られないように追加議案でしてるんですよ。

そいけん、農業委員会は、ちゃんとしとるちゅうけど、まず鳥栖市にただ貸しただけであって、農地法違反をした鳥栖市に、また今度の農地法も無視していった農業委員会になりますよ。

## 議長

はい、事務局お願いします。

## 事務局

ちょっと不規則な発言があったので、訂正をさせていただきます。

農地法に基づいて適正に処理はさせていただいておりますので、問題はないものと考えております。

以上です。（発言する者あり）

**議長**

〇〇委員、どうぞ。

**7番委員**

追加議案は、なんですか。追加議案は間に合わんやったら次の。

**議長**

はい、事務局お願いします。

**事務局**

追加議案といたしましては実際に、時間的にも間に合わなかったところはございますが、結果的に18条は不許可ということで、当委員会のほうの意向は変わっておりませんでしたので、形的には議案として審議をしたところでございますが、結果的には18条は不許可にした流れでございます。

以上でございます。

**議長**

はい、〇〇委員どうぞ。

**7番委員**

今局長が言われたように、不許可になってもですよ、次の段階で、通るように何遍でん、知事に対して。結局、取上げた形になったのも農業委員会が全然関係していないじゃなくて、手伝ってるんですよ。

**議長**

すいません、根拠のないような話をここでするのはやめていただけませんか。

〇〇委員の思いというか、推測だけで物事を話されるのはちょっとこの会議の中では控えていただきたいと思います。（発言する者あり）

それでは、これで終わります。

次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和6年5月20日月曜日、午前9時30分より、3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_